

特車制限令対応道路地図データ 対象道路と速度設定について

1. 概要

本データは、三井造船システム技研株式会社「道路地図標準版V2009/9」を元に、弊社が独自に調査した道路情報を付加して作成した ACT 距離計算サービス用の計算用道路データです。

呼称	全国特車重さ指定
データ名称	全国特車重さ指定道路データ(V2009/9)
データ範囲	日本全国
対象道路	特殊車両通行許可制度(道路法第 47 条の 2)で指定された重さ指定道路 ^(注1)
道路点数	280,990 ノード
道路区間数	322,667 リンク
速度設定	特車用(「2. 特車用速度設定」参照)
通行料金	2010年12月18日現在 ^(注2)
調査時期	2009年9月(2010年12月18日現在通行可能な高速・有料道路の一部を含む)

(注1) 全国全道路から重さ指定道路以外を削除した際に陸の孤島状態となった地域の道路や、到達できない道路、重さ指定道路に接続しない高速道路出入口道路は含まれません。

重さ指定道路とは、高速自動車国道または道路管理者が道路の構造の保全および交通の危険防止上支障がないと認めて指定した道路であり、総重量の一般的制限値を車両の長さおよび軸重に応じて最大 25 トンとする道路のことです。(幅、長さ、高さの最高限度は一般的制限値と同じ)

(注2) 通行料金計算で使用する道路は、対象道路かつ[全国全道路・全国 55・全国歩行者・旅客鉄道\(V2009/9\)解説書 5. 通行料金について](#)に記載されている道路となります。

2. 特車用速度設定

(単位:km/h)

区間種別	通常エリア	低速エリア ^(注1)	東京23区 ^(注2)
高速自動車国道	60	42	36
都市高速道路			
高速道路とみなす自動車専用有料道路 ^(注3)			
上記以外の高規格幹線道路 ^(注4)			
旧一級国道 ^(注5)	40	21	18
一般国道	30		
山間部の一般国道 ^(注6)	20	14	12
主要地方道・一般都道府県道	20		
山間部の主要地方道・一般都道府県道 ^(注6)	10	10	10
指定市の一般市道・その他の道路	10		

(注1) 政令指定都市内(相模原市、新潟市、浜松市、岡山市を除く)の道路など。

詳細は[全国全道路・全国 55・全国歩行者・旅客鉄道\(V2009/9\)解説書 4. 自動車速度設定\(注1\)](#)参照

(注2) 東京23区内の道路。

(注3) 自動車専用有料道路のうち一般的に高速道路と認識されている道路。

(注4) 対象道路かつ[全国全道路・全国 55・全国歩行者・旅客鉄道\(V2009/9\)解説書 4. 自動車速度設定\(注4\)](#)の道路

(注5) 路線番号が100番未満の一般国道で、下記(注6)に属さないもの。

(注6) 20度以上の屈曲が3回以上ある道路。

以上